

改正	平成16年4月1日	平成17年4月1日
	平成18年4月1日	平成19年4月1日
	平成20年4月1日	平成21年4月1日
	平成22年4月1日	平成24年4月1日
	平成25年4月1日	平成26年4月1日
	平成27年4月1日	平成28年4月1日
	平成29年4月1日	平成30年4月1日
	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	令和3年4月1日	令和3年6月1日
	令和4年4月1日	令和5年4月1日
	令和6年4月1日	令和7年4月1日

(目的)

第1条 花園大学学則（以下「学則」という。）第3章及び第4章施行のために花園大学履修規程（以下「履修規程」という。）を設ける。

(適用)

第2条 履修規程は、原則として入学時のものを適用する。ただし、編入学生については、本規程によらないこともある。

(卒業に必要な単位)

第3条 文学部及び社会福祉学部の卒業に必要な単位数は、学則別表第2に定めるとおりとする。

2 基礎教育科目の必修区分（10単位）については、指定された年次に履修するものとする。選択区分に開設する単位互換科目については、社会福祉学部児童福祉学科を除き、（財）大学コンソーシアム京都の単位互換事業に加盟する大学の提供科目を受講できる制度の本学登録科目名で、1～3回生が履修できる。ただし、受入大学の受講許可者に限る。年次（1年度）に受講できる科目数は、1、2単位科目は2科目、4単位科目は1科目のみとする。

(留学生入試で入学した留学生の履修科目の特例)

第4条 外国人留学生は、総合日本語2科目4単位を履修するものとし、この科目の単位は、基礎教育科目選択区分の単位に充当するものとする。また、日本語8単位を履修するものとし、この科目の単位のうち2単位は基礎教育科目必修区分の英語の単位に、残りの6単位については基礎教育科目選択区分の単位に充当するものとする。なお、基礎教育科目選択区分の語学については母国語に関する選択はできない。

(社会人入試で入学した社会人学生の履修科目の特例)

第4条の2 社会人入学生については、基礎教育科目必修区分の英語（2単位）、学びのナビゲーション：大学入門（2単位）、学びのナビゲーション：進路を考える（2単位）を、基礎教育科目選択区分の任意に履修する科目の単位でもって充当することができる。

(編入学生の履修特例)

第4条の3 削除

(単位登録)

第5条 授業科目の登録については、次の各号に留意し、所定の手続を行わなければならない。

(1) 単位登録は、指定された期間内に、本学所定の方法で手続を行わなければならない。

- (2) 単位登録後の科目の追加及び変更は、原則として認めない。
- (3) 病気又はやむを得ない理由で指定された期間内に単位登録ができない場合は、直ちに理由を明記した延期願を学長に提出し、指示を受けなければならない。
- (4) 合格科目の再登録は、原則として認めない。
- (5) 同一時間に2科目以上の科目を登録することは認めない。
- (6) 単位登録手続に不備や間違いがあった場合、当該科目の登録は無効とする。
- (7) 予備登録を必要とする科目は、予備登録の手続を経て、登録が許可された者のみ単位登録ができる。

(登録単位の制限)

第6条 1年間に登録できる単位数は、48単位までとする。ただし、成績が優れている者(年間GPA2.8以上)の登録できる単位数は60単位までとする。

2 前項に制限する単位の中には、卒業論文、卒業制作、卒業研究、単位互換科目、職業体験プログラム及び諸資格等に必要単位は含まれない。

(卒業年次における代替履修)

第7条 卒業年次における卒業に必要な科目の代替履修は、相当な理由がある場合に限り、当該科目担当教員の許可を得て、これを認める場合がある。

2 卒業年次における諸資格関係科目の代替履修は、原則として認めない。ただし、相当な理由がある場合に限り、当該科目担当教員の許可を得て、履修措置を講ずる場合がある。

(単位)

第8条 授業科目の年度換算単位数は次の基準による。

- (1) 講義は、毎週2時間、30時間をもって2単位とする。
- (2) 外国語、実技、演習及び講読は、毎週2時間、30時間をもって1単位とする。ただし、授業科目の内容によっては、教育効果を考慮して必要があるときは15時間をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習は、毎週2時間、30時間をもって1単位とする。ただし、諸資格等における実習については、法令等に基づき30~45時間をもって1単位とする。
- (4) 削除
- (5) 卒業論文、卒業制作及び卒業研究は8単位とする。

(試験)

第9条 試験については、別に定める花園大学試験規程による。

(卒業論文)

第10条 卒業論文は、次の要領で提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 卒業論文を提出しようとする者は、所定の期間内に指導教員の承認を得て卒業論文題目を提出し、指定された期限までに卒業論文を提出しなければならない。
- (2) 卒業論文を提出するためには、4か年以上在学し卒業が見込まれる者でなければならない。ただし、休学中の者は、提出することができない。
- (3) 文学部日本文学科書道コースの卒業制作については、別途に取り扱う。
- (4) 社会福祉学部臨床心理学科の卒業研究については、卒業論文の取扱いに準ずる。

(前期卒業)

第10条の2 卒業所要科目の単位のうち、前期科目の単位のみを未修得の場合は、翌年度に当該単位(前期科目)を修得した場合、前期をもって卒業とする。

2 卒業所要科目の単位のうち、卒業論文又は卒業制作の単位のみが未修得の場合は、翌年度の所定の期間内に指導教員の承認を得て卒業論文題目又は卒業制作テーマを提出し、指定された期限までに卒業論文又は卒業制作を提出して審査に合格すれば、前期をもって卒業とする。

3 卒業所要科目の単位のうち、卒業論文又は卒業制作の単位のみが未修得の場合は、翌年度に当該単位（前期科目）を修得し、かつ所定の期間内に指導教員の承認を得て卒業論文題目又は卒業制作テーマを提出し、指定された期限までに卒業論文又は卒業制作を提出して審査に合格すれば、前期をもって卒業とする。

（受講）

第11条 講義（講読・実習及び演習を含む。）は、その開講期間によって、次のとおりとする。

- （1） 通年講義
- （2） 前期講義
- （3） 後期講義
- （4） 集中講義

2 半期科目であっても前、後期2科目連続受講の条件が設定されている講義等は、原則として前期・後期連続して受講しなければならない。

（他学部及び他学科受講）

第12条 他学部及び他学科の授業科目を受講することは、原則として認めない。ただし、諸資格に必要な授業科目及び基礎教育科目の総合科目群にある授業科目を除く。

（クラス指定）

第13条 クラス指定された授業科目は、原則として指定されたクラスで受講しなければならない。

（年次配当）

第14条 2年間以上にわたって配当されている授業科目は、配当年次に従って履修しなければならない。

（成績評価）

第15条 授業科目の成績評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

2 卒業論文、卒業制作の成績評価は、200点を満点とし、120点以上を合格とする。

（成績の通知）

第16条 履修した授業科目の成績は、原則として次年度の単位登録までに本人に通知する。

（成績証明書の評語）

第17条 本学で発行する成績に関する証明書は、単位を修得した授業科目についてS（秀）・A（優）・B（良）又はC（可）の評語をもって記入する。

2 評語の基準は、次のとおりとする。

- S（秀）100点～90点
- A（優）89点～80点
- B（良）79点～70点
- C（可）69点～60点

3 編入学生の従前の大学等における修得単位の認定はNの評語をもって記入する。

（成績不良・退学勧告）

第18条 正当な理由なくして、半期GPAが1.0未満の者で且つ単位取得僅少者については、本人及び正保証人に警告を発する。

2 正当な理由なくして、3学期連続GPAが1.0未満の者には、成業の可能性があると判断される場合を除き、退学を勧告する。

（転学部及び転学科）

第19条 転学部及び転学科については、花園大学転学科に関する規程を適用する。また、3回生以上（休学の年数は除く。）として在籍している者は、花園大学編入学に関する規程を適用する。

（改廃）

第20条 本規程の改廃は、学長が、連合教授会の意見を聴き、これを行う。

附 則

- 1 本規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行に伴い、1983（昭和58）年5月23日制定の〔転科に関する取り扱い内規〕は廃止する。
- 1 本規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、1997（平成9）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、1999（平成11）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2000（平成12）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2004（平成16）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2005（平成17）年4月1日から施行する。ただし、2004（平成16）年度在籍者に対しても遡及して適用する。
- 1 本規程は、2006（平成18）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2007（平成19）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2010（平成22）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2014（平成26）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。
- 2 第18条については、2017（平成29）年度以前入学の在籍者に対しても遡及して適用する。
- 1 本規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。第8条については、2019（平成31）年度以前入学の在籍者に対しても遡及して適用する。
- 1 本規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。第6条については、2020（令和2）年度以前入学の在籍者に対しても遡及して適用する。
- 1 本規程は、2021（令和3）年6月1日から施行する。
- 1 本規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。第10条については、2025（令和7）年度以前入学の在籍者に対しても遡及して適用する。